

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 ( 2 0 1 8 年 ) 1 1 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

- (1) 町田市児童育成手当条例（昭和46年10月町田市条例第28号）第4条第2項第1号
- (2) 町田市心身障害者福祉手当条例（昭和49年9月町田市条例第35号）第2条第2項第2号
- (3) 町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成2年1月町田市条例第1号）第4条第1項第1号
- (4) 町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年3月町田市条例第9号）第4条第1項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の町田市児童育成手当条例第4条第2項第1号の規定は、平成31年6月以後の月分の同条例の規定による児童育成手当の支給の制限について適用し、同年5月以前の月分の当該児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の町田市心身障害者福祉手当条例第2条第2項第2号の規定は、平成31年8月以後の月分の同条例の規定による心身障害者福祉手当の支給の制限について適用し、同年7月以前の月分の当該心身障害者福祉手当の支給の制限については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後に行われる療養に係る同条例の規定による医療費の助成の制限について適用し、同日前に行われた療養に係る当該

医療費の助成の制限については、なお従前の例による。

- 5 この条例による改正後の町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定は、平成31年10月1日以後に行われる療養に係る同条例の規定による医療費の助成の制限について適用し、同日前に行われた療養に係る当該医療費の助成の制限については、なお従前の例による。

町田市児童育成手当条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(支給要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童育成手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、町田市規則（以下「規則」という。）で定める額以上であるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童育成手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、町田市規則（以下「規則」という。）で定める額以上であるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

町田市心身障害者福祉手当条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(支給要件)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、障がい者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、障がい者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。</p> <p>(3) 略</p>

町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としてしない。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としてしない。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所得制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としな</p> <p>2 略</p>	<p>(所得制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としな</p> <p>2 略</p>